

## 1. 提案

日本民俗学会を現在の任意団体から、一般社団法人に移行する。なお、定款作成など一般社団法人への諸手続きに関しては、2014年10月までの移行を目指して理事会に一任する。

## 2. 法人化の目的

日本民俗学は、「経世済民」あるいは「学問救世」の精神のもとに市民や社会に対する公益的な学問であることを目指してきた。それは「民による公益の増進」を目指した公益法人の趣旨に合致している。今後、日本民俗学会も学術集会や研究会だけでなく、市民に向けた一般公開講演や講習会をはじめ、国際交流やその他学会活動を通して、市民や社会に対する公益事業を積極的に展開していくことになる。学会の公益性を推進するために、法人化する必要があると考える。

# 民による公益の増進を目指して

～新公益法人制度の概要～



二〇〇八年から実施された新公益法人

日本学術会議公開シンポジウム  
— 学協会の新公益法人法への対応の現状と展望 —

趣旨：

新公益法人法に基づく新法人への移行受付期間が平成25年11月30日に終了することを踏まえ、本分科会が学協会に実施したアンケート調査結果に基づいて、学協会の新公益法人法への対応の現状を明らかにする。また、公益法人を選択することのメリットとデメリット、任意団体が法人格を持つことのメリットなど今後の対応方法についても議論する。

# 日本民俗学会にとっての法人化によるメリット

□ 学会名で契約が可能

(現在は、銀行口座などは会長名で行なう)。

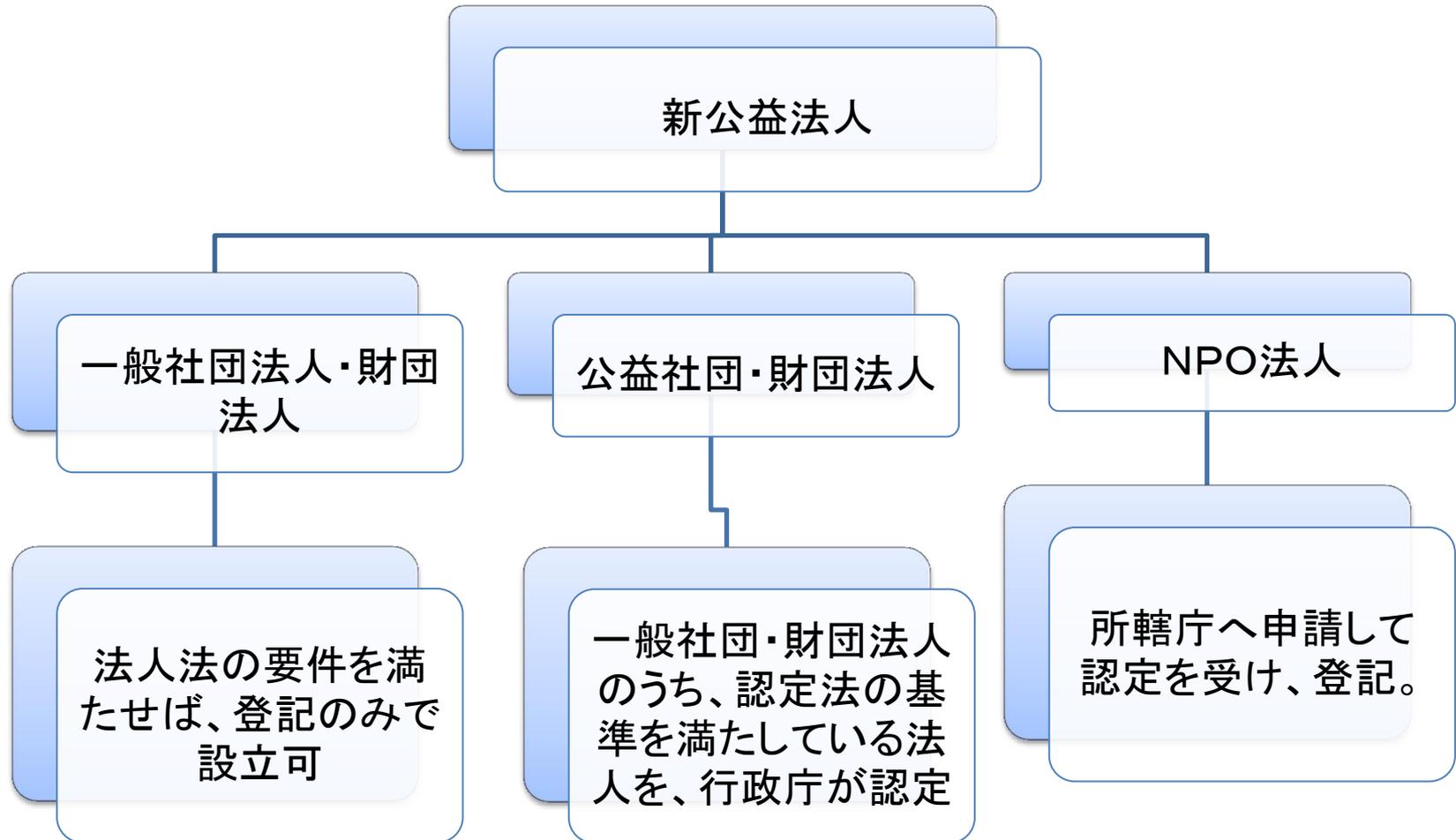
□ 公益的事業や収益的事業を行なうことができる。

□ 学会への寄付金が非課税となる。

□ 受託事業を行なうことができる。

□ 会費以外の収入(出版物の印税など)が、非課税対象となる。

# 新公益法人の分類



# 法人化のスケジュール

2013年10月

2014年10月

